



# 宮 崎 県 公 報

令和5年3月22日(水曜日)号外 第13号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例……………(病院局) 2	例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……(教育庁) 4
○宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例……(教育庁) 3	○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………(警察本部) 4
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例……………(病院局) 2	○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例……………( “ ) 5
○宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例……(教育庁) 3	○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………( “ ) 5
○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例……………(病院局) 2	

### 本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例 (条例第19号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
資金の貸与を受けた医師が育児休業等を取得した場合の返還免除に係る取扱いを規定するなど、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例 (条例第20号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
博物館法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。
- ◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (条例第21号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
新宮崎県体育館の供用開始時期の変更に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第22号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
地方警察職員が遠隔地の離島周辺海域において、海上保安庁の巡視船に乗り組んで行う警戒等の作業に従事した場合に特殊勤務手当を支給するため、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日等  
この条例は、公布の日から施行し、令和4年8月1日から適用することとしました。
- ◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例 (条例第23号)
  - 1 改正の理由及び主な内容  
博物館法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
  - 2 施行期日  
この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 改正の理由及び主な内容  
道路交通法の改正等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日  
この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第19号

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例の一部を改正する条例

宮崎県病院局専攻医研修資金貸与条例（平成25年宮崎県条例第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(返還)</p> <p>第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>専門研修開始年度の4月1日から起算して6年を経過する日までの間（管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。以下「業務従事開始期間」という。）に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事しなかったとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>2 <u>前項第2号の規定にかかわらず、管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者に特別の事情があると認めるときは、2年を限度として業務従事開始期間を延長することができる。</u></p> <p>3・4 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>業務従事開始期間（第8条第2項の規定により当該期間を延長する場合を含む。）に、大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事した場合で、専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき</u></p>	<p>(返還)</p> <p>第8条 専攻医研修資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸与を受けた専攻医研修資金を、当該各号に掲げる事由が生じた日から起算して1月以内に一括して返還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、別に期限を定め、又は分割して返還させることができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(返還の免除)</p> <p>第10条 管理者は、専攻医研修資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、専攻医研修資金の返還の全部を免除するものとする。</p> <p>(1) <u>専門研修開始年度の4月1日から起算して10年を経過する日までの間（育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をいう。）、介護休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業及び同法第61条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定による休業をいう。）その他やむを得ない理由により業務に従事することができない期間及び管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立宮崎病院において医師の業務に従事したと認められる期間を除く。）に、管理者が定めるところにより大学講座の派遣により県立日南病院又は県立延岡病院において医師の業務に従事したと認められる期間（以下「業務従事期間」という。）が、貸与を受けた期間</u></p>

(2) [略]

に相当する期間（貸与を受けた期間が2年を超えるときは2年。以下「必要勤務期間」という。）に達したとき。  
(2) [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第20号

## 宮崎県総合博物館条例等の一部を改正する条例

(宮崎県総合博物館条例の一部改正)

第1条 宮崎県総合博物館条例(昭和45年宮崎県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第2条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、総合博物館を設置する。 2 [略]	(設置) 第2条 教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、総合博物館を設置する。 2 [略]

(県立美術館条例の一部改正)

第2条 県立美術館条例(平成7年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 美術の振興を図り、心豊かな県民生活の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。 2 [略]	(設置) 第1条 美術の振興を図り、心豊かな県民生活の創造に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。 2 [略]
(県立美術館協議会) 第5条 美術館に博物館法第20条の規定により県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 [略]	(県立美術館協議会) 第5条 美術館に博物館法第23条第1項の規定により県立美術館協議会(以下「協議会」という。)を置く。 2～6 [略]

(県立西都原考古博物館条例の一部改正)

第3条 県立西都原考古博物館条例(平成15年宮崎県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第18条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館(以下「西都原考古博物館」という。)を設置する。	(設置) 第1条 特別史跡西都原古墳群の保存及び活用を図り、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館として、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、県立西都原考古博物館(以下「西都原考古博物館」という。)を設置する。

(宮崎県博物館協議会条例の一部改正)

第4条 宮崎県博物館協議会条例(平成15年宮崎県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定に基づき、宮崎県総合博物館に宮崎県博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。	(設置) 第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第23条第1項の規定に基づき、宮崎県総合博物館に宮崎県博物館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 [略]

2 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第21号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例及び教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第1条 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>1年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中宮崎県体育館に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から起算して<u>2年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中宮崎県体育館に関する部分及び次項の規定は、公布の日から施行する。</p>

(教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して<u>1年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から起算して<u>2年</u>を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県条例第22号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊作業手当)</p> <p>第3条 特殊作業手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(26) [略]</p> <p>(重複支給の排除)</p> <p>第6条 特殊作業手当の支給を受ける職員が、同一の日に特殊作業手当の支給対象となる2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る特殊作業手当のうちその額が最高のも（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、第3条第10号、第15号、第18号から第20号まで及び第23号から第25号までに掲げる作業に係る特殊作業手当は、他の特殊作業手当と重複して支給することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p>	<p>(特殊作業手当)</p> <p>第3条 特殊作業手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(26) [略]</p> <p><u>(27) 遠隔地水上警戒作業</u></p> <p>(重複支給の排除)</p> <p>第6条 特殊作業手当の支給を受ける職員が、同一の日に特殊作業手当の支給対象となる2以上の作業に従事した場合には、それらの作業に係る特殊作業手当のうちその額が最高のも（その額が同額である場合はいずれか一）に限り支給する。ただし、第3条第10号、第15号、第18号から第20号まで、<u>第23号から第25号まで及び第27号</u>に掲げる作業に係る特殊作業手当は、他の特殊作業手当と重複して支給することができる。</p> <p>別表（第4条関係）</p>

作 業 の 区 分		支 給 額	作 業 の 区 分		支 給 額
[略]			[略]		
第 3 条 第 26 号の作業	[略]		第 3 条 第 26 号の作業	[略]	
			第 3 条 第 27 号の作業	1 日につき	1,100 円

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 4 年 8 月 1 日から適用する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第 23 号

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び宮崎県暴力団排除条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例 (昭和 59 年宮崎県条例第 33 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設)	(店舗型性風俗特殊営業の禁止区域の基準となる施設)
第 10 条 法第 28 条第 1 項の条例で定める施設は、次のとおりとする。	第 10 条 法第 28 条第 1 項の条例で定める施設は、次のとおりとする。
(1) 病院、診療所、老人福祉施設 (老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定するものをいう。)、博物館 (博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条第 1 項及び第 29 条に規定するものをいう。)) 及び公民館 (社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 第 21 条の規定により市町村等が設置するものをいう。)	(1) 病院、診療所、老人福祉施設 (老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 第 5 条の 3 に規定するものをいう。)、博物館 (博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条第 1 項に規定するもの及び同法第 31 条第 1 項に規定する博物館に相当する施設をいう。)) 及び公民館 (社会教育法 (昭和 24 年法律第 207 号) 第 21 条の規定により市町村等が設置するものをいう。)
(2)・(3) [略]	(2)・(3) [略]

(宮崎県暴力団排除条例の一部改正)

第 2 条 宮崎県暴力団排除条例 (平成 23 年宮崎県条例第 18 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)	(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)
第 12 条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。	第 12 条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲 200メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
(5) 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 29 条に規定する博物館に相当する施設	(5) 博物館法 (昭和 26 年法律第 285 号) 第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 1 項に規定する博物館に相当する施設
(6) [略]	(6) [略]
2 [略]	2 [略]

## 附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

## 宮崎県条例第 24 号

## 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例 (平成 12 年宮崎県条例第 40 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(53)の6 [略]  (54)～(56)の2 [略] (57) 道交法第91条の規定に基づく <u>免許の種類</u> の限定の解除の申請に対する審査 審査手数料  (58)～(74) [略] 2～5 [略] 別表第2（第3条関係）					(手数料) 第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項並びに附則第2項及び第4項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。 (1)～(53)の6 [略] <u>(53)の7 道交法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査 特定自動運行許可申請手数料</u> <u>(53)の8 道交法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査 特定自動運行計画変更許可申請手数料</u> (54)～(56)の2 [略] (57) 道交法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく <u>運転することができる自動車等の種類</u> の限定の解除の申請に対する審査 審査手数料 (58)～(74) [略] 2～5 [略] 別表第2（第3条関係）				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]					[略]				
53の6 [略]					53の6 [略]				
					53の7		1 件に つき	79,200円	
					特定自 動運行 許可申 請手数 料				
					53の8		1 件に つき	78,500円	
					特定自 動運行 計画変 更許可 申請手 数料				
[略]					[略]				
68の2					68の2	特定任意高齢者講習	1 件に つき	6,450円	道交法第71条の 5第3項に規定 する普通自動車 対応免許以外の 免許のみを受け ようとし、又は 受けている者及 び道路交通法施 行令第34条の3 第4項又は第37 条の6の3の基 準に該当する者 に対する講習に あつては、2,9 00円とする。
特定任 意講習 手数料					特定任 意講習 手数料				
		1 件に つき	[略]			特定任意講習	同	[略]	
[略]					[略]				

[略]

[略]

## 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第57号及び別表第2の68の2の項の改正規定は、公布の日から施行する。

